遺跡博物館で考える

鷹野光行（東北歴史博物館）

1．はじめに
2．遺跡博物館の意味
3．遺跡保存と遺跡博物館の類型
4．博物館に期待される役割を遺跡博物館で考える
5．遺跡博物館での体験展示・参加型展示
6．遺跡を活用することへの一つの提案
7．おわりに

1．はじめに

平成30年度の館長講座では、「遺跡博物館で考える」と題して、東日本の遺跡博物館の活動について紹介しながらそれぞれの特色を探り、また遺跡を保存することの意味を考えていくこととした[1]。

大学に勤めていたとき、「文化財の保護」をテーマとする授業を担当していたことがあった。自分の得意分野に絡めて遺跡の保存と活用についても触れたのであるが、その授業の際学生から「遺跡はどうなったら活用されたことになるのですか」と質問され、そのときはすぐに答えられなかった。この問いへの答えを探しながら以下を述べていきたい。

2．遺跡博物館の意味

遺跡は文化財である。文化財保護法の上でも埋蔵文化財というジャンルに位置づけられているものであり、しかも考古学という学問分野の研究のための資料でもある。文化財というと保存とか保護と言うことが前面に出てくるが、遺跡の場合は必ずしもそうではなく、発掘調査と報告書の作成という「記録保存」の処置がとられた上で遺跡そのものは保存されることなく破壊されることもしばしばある、というよりも悲しいことながらその方がふつうである。

さまざまな国や地方自治体の政策との関係で遺跡が破壊されるのは、遺跡が壊されるかわりに我々に何か益するところもあるということでもある。経済の活性化とか国民生活の向上とかが遺跡を壊すもう一つのお題目としてあり、そのために一応やむをえず「記録保存」という処置が取られることになる。

たとえば日常生活にどうしても必要な道路を作ることになった、ところがその予定地に遺跡があって発掘をすることになった、そして調査の結果その遺跡は今までになかったようなもので、できたら後世のためにその遺跡を残しておきたい、という声も出てきた、しかし遺跡を残せば道路はできない、道路ができなければ生活の不便さはずっと残ることになる、そんな状況が日常的に起きていたのである。遺跡を保存する、ということはその代わりに今よりも快適な生活環境を手に入れることができなくなる、ということと向かい合ってしまう。現在の自分たちの生活だけを考えたら、是非道路が必要だ、そして恐らくその快適さは将来の住民たちにも受け継がれるだろう。そのことと、遺跡を後世に残していくこととはかりにかけられるだろうか。遺跡を壊さないと不便は続く、だがこの遺跡はこの地域の人々のこれまでの営みを考えさせてくれる材料を与えてくれた、私たちのこれまでとこれからを考える材料が残されるのだ、そんなとき、どうしたらよいのだろうか。経済的観点からだけでは計りしれない部分もあるはずだ。

このようなことはそこに生活をする地域の人々が自分たちで決めることだろう。自分たちで決めるといっても、いろいろなことを考えて一人一人が自分の考えをしっかりともち、一方的にお役所や権力者の言うことを聞くだけでなく、判断してもらいたいものである。

遺跡を含む文化財保護の歴史を辿ると、点から面、面から環境への保護の方向がひろがり、そして保存・保護だけでなく文化財を活用することが加わってきたことが見いだせる。ことに観光面での活用が強く言われるようになって、最近文化財保護法もそのためとも言える改正がおこなわれた。しかし、活用の前に保存・保護がされなければならないことも確認しておきたい。

開発にともなう発掘調査がされ、その結果その遺跡の価値・重要さが認識されて遺跡の保存のための市民運動などを経て開発行為を中止して保存できた遺跡であっても、必ずしもその後の活用につながっていない事例もある。

千葉市荒屋敷貝塚の例を紹介しよう。この遺跡の保存運動にかかわった宍倉昭一郎は、「一九六九年、千葉市の都市計画による主要道路である京葉道路と国道一六号線バイパスの予定路線が荒屋敷貝塚を真二つに分断する形で設定され、さらに国道五一号線バイパスが貝塚群の中央でそれと直交し、両者をつなぐインターチェンジは荒屋敷貝塚を完全に消滅させる設計であることが判明してきました。」（図１）「千葉市の遺跡を守る会」では、貝塚町貝塚群の保存問題に取り組み、「その結果、約一〇年に及ぶ運動により、当初、荒屋敷貝塚をオープンカットで通過する予定であった京葉道路・国道一六号をトンネルで貝塚の下を通し、工事も、地表の損傷をできるだけさけるということで『パイプ＝ルーフ』工法がとられました。そして荒屋敷貝塚は一九七九年三月一三日にそのほぼ全域が国の史跡に指定されました。」と記した[2]。しかし、「京葉道路（第４期）では、荒屋敷貝塚の保存のためにやはり構造をトンネルに変更し、供用が二年遅れ、工事費も二四億円増加する」[3]こともあった（写真１）。こうして保存された荒屋敷貝塚の現状は写真２のとおりで、広場として残されているだけである。

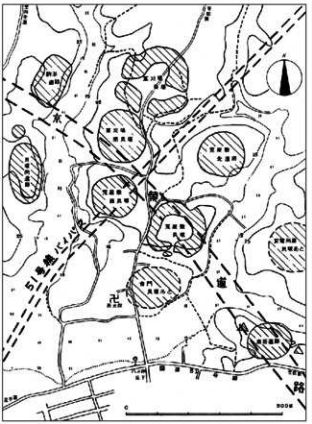

図１　貝塚町貝塚群　2）より

また市川市の国指定史跡姥山貝塚は、1967年に史跡指定された後、貝層の分布を示す緑石を配置し、学史上著名な遺構の存在を写真とともに解説板で表示し、四阿も設置するなどして史跡公園として整備された（写真３・４）。しかし一旦整備した後は草刈りを定期的に行うなどのことは行われたが、市川市の博物館がこの公園からはだいぶ離れたところにあり、博物館の催し会場として利用されることもなく（市川市考古博物館・歴史博物館による縄文まつりなどは同じく史跡に指定されている堀之内貝

写真１　京葉道路貝塚トンネル

写真２　荒屋敷貝塚の現状（2018年９月）

写真3　整備途中の姥山貝塚公園(1)

写真4　整備途中の姥山貝塚公園(2)

塚や曽谷貝塚で行われている)、犬の散歩場であったり、近くの船橋法典駅への近道として地域の人々に活用されるのにとどまっていた(写真5・6)。

そのため、市川市では2005年に姥山貝塚の再整備のための検討委員会(「市川市史跡の整備および活用に関する検討委員会」熊野正也委員長)を立ち上げ、地域の人々も加わって再活用への検討が行われた。検討課題および検討内容として

1．現在の史跡指定内で子供たちに貝塚を理解してもらえる整備の方法について

2．南東側のがけ地の保全と指定地南東市道から指定地内の通勤・通学の生活道路の解消

3．開園時間等の管理方法とボランティアの育成

などをあげ、検討の結果、

・「姥山貝塚博物館」－活動の拠点－の建設　考古博物館の分館でも

・史跡範囲の拡大

・史跡としての整備として、竪穴住居跡の復元・人骨群出土地にレプリカによる復元・貝層断面の展示施設

写真5　姥山貝塚公園の現況(1)
「ここはドッグランではありません！」
「ロケット花火打ち上げ花火禁止」の表示が見える

写真6　姥山貝塚公園の現況(2)
(5・6とも2018年10月)

・広場の活用　縄文をキーワードとしたまつりの場・朝市などの開催・そのほかの地域活動の場

などを今後の整備活用の方向として示した。しかし検討だけに終わって現在に至っている。

開発行為による破壊を免れて保存されることになった遺跡を対象とする遺跡博物館は、文化財の保護と活用のせめぎ合いの最前線にある博物館であるといえる。つまり遺跡を保存・保護することは、先にも述べたが多くの場合その引き替えに何らかの生活上の快適さを保持できなくなることも意味する。獲得できるはずの生活の快適さを犠牲にしてそれでも保存するからにはその代償も必要となるだろう。それが活用ということにつながるのかもしれない。

遺跡を保存するしないを決めるのは本来その地域の人々なのである。地域の人々は、ただ便利ならば良いとするのか、多少便利さに目をつぶっても将来へ何かを伝えることの意味をとるのか。そのことを

判断するための人々の意識はいかなるものなのだろうか。Think Globally、Act Locallyという言葉があるが、私たちはふだんから地域や地球の環境のことを考えそれに基づいた生活を営なんでいるのだろうか。そこには教育の役割がある。自立して物事が判断できるようになること、それがある意味での教育の目的でもあると考える。その点でも博物館は教育の場であり、また人々に考える材料を提供できる格好の場でもあることから、我々の社会の中に欠くべからざる存在であることを確認しておきたい。こうしたことから遺跡の保存と活用に関していえば、遺跡博物館の存在と活動が必ず必要なのである。

3．遺跡保存と遺跡博物館の類型

わが国では遺跡の発掘調査の大部分が調査後破壊されることを前提に行われる行政調査である中で、運良く保存されることになった遺跡は「活用」が図られる。以前に遺跡の活用の形態を類型化してみたことがある[4]が、ここでもう一度遺跡の活用のされ方のパターンを例を挙げながら5つにまとめてみた。

① 遺跡そのものは保存されなかったが、出土遺物を活用する博物館などが設けられるところ。出土遺物に価値が見いだされ、そのための施設が作られる。

1）函館市縄文交流センター

2007年に国宝に指定された「中空土偶」を保存展示する施設である。道の駅に併設されている。土偶は著保内野遺跡で1975年に地元の主婦により馬鈴薯の収穫時に偶然に発見されたものである。「縄文文化交流センター」は南茅部縄紋遺跡群を中心に、函館市内の縄紋遺跡から出土した、様々な土器や石器などの遺物を展示している。

2）市原市埋蔵文化財調査センター・稲荷台1号墳記念広場　千葉県市原市（写真7・8・9）

国内最古の銘文を持つ「王賜銘鉄剣」は市原市国分寺台にあった稲荷台1号墳から出土したが、鉄剣に銘文のあることがわかったときには古墳は削平されてしまっていた。鉄剣自体は現在は国立歴史民俗博物館で保管されており、市原市埋蔵文化財調査セ

写真7　稲荷台1号墳記念広場

写真8　市原市埋蔵文化財調査センター展示室

写真9　同鉄剣の展示

ンターにはレプリカが展示されていて、記念広場に2分の1に縮小された古墳が復元されている。

3）釈迦堂遺跡博物館

中央自動車道のパーキングエリア建設に際して調査された縄紋時代中期の山梨県釈迦堂遺跡は、調査中に600点を超す数の、最終的には1,116点に上る大量の土偶を出土したが、遺跡そのものは保存されず、パーキングエリアのそぐそばに釈迦堂遺跡博物館が設けられて出土遺物の展示を行っている。

写真10　釈迦堂遺跡博物館

写真11　同展示室

② 遺構に覆い屋が設けられて遺構が保存され、展示施設となるところ。出土遺物は覆い屋の中の廊下などを利用しておかれ解説も加えられている。

1）フゴッペ洞窟と展示室　北海道余市町（写真12·13）

1950年に発見されて翌年から発掘調査がおこなわれ、1953年に国の史跡に指定された。洞窟は波浪侵食によってえぐられてできた海食洞で、続縄紋時代後半に彫られたと推測される刻画が残っている。

写真12　1994年当時のフゴッペ洞窟の保護施設

写真13　フゴッペ洞窟展示室

2）手宮洞窟保存館　北海道小樽市（写真14·15）

手宮洞窟は1866年に発見された。手宮洞窟周辺は、小樽軟石と呼ばれる凝灰岩が露出しているところで、建築用の石を捜している途中で洞窟内の岩壁にさまざまな文様が刻まれていることが発見され

写真14　手宮洞窟保存館

写真15　手宮洞窟内の展示

た。この彫刻はイギリス人の地震・地質学者のジョン・ミルンによって初めて学術的な観察と報告がされ、開拓使、渡瀬荘三郎などによって次々と調査が行われた。フゴッペ洞窟壁画と同様、続縄紋時代の彫刻が残る。1921年に国指定史跡となった。

3）金隈遺跡展示館　福岡市（写真16･17）

金隈遺跡は弥生時代前期の中頃から後期の前半までの長期にわたって営まれた墓地遺跡で、348基の甕棺墓と119基の土壙墓、２基の石棺墓が発掘されている。弥生時代墓制の典型的な遺跡として、1972年に国の史跡に指定され、1985年３月には、発掘された現地をそのまま保存してそこに覆い屋となる建物が作られている。

写真16　金隈遺跡甕棺展示館

4）鴻臚館跡展示館　福岡市（写真18･19）

1987年12月、平和台球場改修工事に伴う発掘調査で、鴻臚館の関連遺構が発見された。奈良時代以前

写真17　金隈遺跡展示館内部

写真18　鴻臚館跡展示館

の塀と門、奈良時代の塀と掘立柱建物、平安時代の大型礎石建物、土壙、溝などである。多量の瓦類の他、中国越州窯青磁をはじめイスラム陶器、西アジアガラス器など国際色豊かな遺物が発掘されている。

1995年には展示館が完成し、遺構の出土状態と復元建物、また出土遺物を見ることができる。

写真19　同　内部

5）新町遺跡展示館　福岡県糸島市（写真20･21）

新町遺跡は、1986年、当時の志摩町教育委員会により発掘調査が行われ、57基の墓が検出されたうちで上石まで残った支石墓が7基、上石がなく支石のみが残っているものが十数基確認された。支石墓の造られた時期は弥生時代早期から前期ごろである。支石墓に埋葬された人骨の中には、縄紋人の特徴を色濃く残したものや抜歯などをおこなっているもの、磨製石鏃を打ち込まれ絶命したものなどがあり、弥生時代の始まりに関する貴重な資料である。

写真20　新町遺跡展示館

写真21　同　内部

③　遺跡公園として保存されたところ

保存された遺跡は整備されて遺跡そのものはほとんどが遺跡公園となる。公園として整備されるだけでは空間の保存にはなってもそこで出土したものや遺跡の概要を知らせる場がないので、遺跡を活用するという視点からは不満足なものとなる。ここでは遺構の再現・復元や解説板などは設置されてもすぐ近くに博物館などの遺跡の情報を詳しく伝える場を持たないところを取り上げる。

1）二ツ森貝塚史跡公園　青森県七戸町（写真22･23）

縄紋時代前期から中期末にかけて栄えた、貝塚を伴う集落跡である。二ツ森貝塚は、三内丸山遺跡とほぼ同時期に栄えた拠点集落であり、貝塚では青森県最大、東北地方でも有数の規模である。人骨や幼犬の骨も出土し、ヒトとイヌの関係が深いものであったことを物語っている。現地では貝の散布状況などが確認でき、復元竪穴住居２棟と展望台がある。

写真22　二ツ森貝塚史跡公園

写真23　二ツ森貝塚復元住居

2）鳴遺跡公園　山形市（写真24･25）

写真24　鳴遺跡公園

鳴遺跡は、山形市の鳴地区にある、低湿地に立地する古墳時代後期の集落跡で、1962年から64年にかけて行われた発掘調査で、平地式建物跡や高床式建物跡、土器、木製の道具などが発見された。東北地方の古墳時代の村落形態や生活様式を研究するうえで重要な遺跡であることから1976年に国の史跡に指定された。公園内には遺跡展示四阿、遺跡平面表示、水田形状模型、原風景イメージパースなどが設置されている。

写真25　鳴遺跡公園の四阿

3）百済寺跡　大阪府枚方市（写真26･27）

8世紀後半に百済王の末裔である百済王氏（くだらのこにきしうじ）が、難波からこの地に移り、一族の氏寺として建立した寺跡と考えられている。国による史跡整備の第一号とされる整備は、建物の基壇の配置を示し同時に遊具もおいた、文字通りの公園として整備された。ちなみに多賀城廃寺跡もこの時同時に整備されたのだが完成が百済寺跡の方が早かったのでこちらが第一号となった。公園内に出土遺物などを展示する施設は作られていない。

写真26　百済寺跡南大門跡

写真27　同金堂跡

4）久保泉丸山遺跡公園　佐賀市（写真28・29）

縄紋時代晩期から弥生時代前期の118基の支石墓と、5～6世紀の12基の古墳群が小さな台地上にまとまって存在していた複合遺跡である。1977年1月から82年10月まで断続的に発掘調査が実施され、長崎自動車道建設のため、遺跡の西方約500mの現在地に移された。遺跡の主要部の遺構がそのまま移設されて公園となったまれな例である。

写真28　久保泉丸山遺跡公園

写真29　久保泉丸山公園の復元遺構の露出展示

④　遺跡・遺構だけでなく地域の文化財なども合わせて整備され展示施設が設けられるところ。または扱う資料の中に遺跡もあり、博物館は遺跡に近接して作られるケース。風土記の丘を典型例とするが、他の博物館の中にもこのタイプのものがある。ここでは国指定史跡の吉志部瓦窯跡を扱う吹田市立博物館の例を示す。

1）風土記の丘

都道府県ごとに一ヶ所、という構想で設置された風土記の丘は、歴史的風土と遺跡の広域保存、遺跡の環境整備による史跡公園化事業、及び開発に伴なう発掘調査等による多量の出土遺物や民俗資料の散逸を防ぐための収蔵保存施設建設のための国の補助事業とが結びついて立案され実行されてきたもので、具体的事業は、1979年の「風土記の丘設置要項」によると1）公有化による用地の確保、2）用地内の各遺跡等の環境整備、3）資料館等の建設、が柱である。現在までに国庫補助によるものが13ヶ所、地方自治体により整備された風土記の丘が6ヶ所ある。

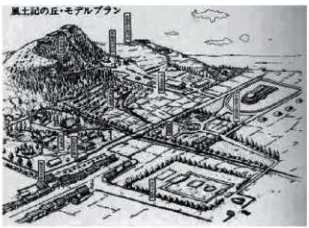

図2　風土記の丘モデルプラン[5)]

2）吹田市立博物館（写真30～32）

写真30　吹田市立博物館の窯跡ジオラマ

吹田市立博物館は、地域の歴史資料を収集・保存して、広く市民に公開することを目的として、1992年11月に開館した。博物館の立地する一帯には、難波宮と平安宮の二つの造宮瓦窯の吉志部瓦窯跡（国指定史跡）をはじめ、古墳や移築された須恵器窯跡がある。吹田市立博物館では、埋蔵文化財や民具・古文書などを収集し、展示では吹田の原始古代から現在に至るまでの人びとの営みの世界が紹介されている[6)]。

写真31　ユニットバスの展示

写真32　吉志部瓦窯跡

⑤　竪穴住居などの遺構の一部が復元建設され、遺跡の一角またはすぐ近くに博物館が設けられ、そこで遺跡を資料・題材とした博物館活動が展開される例。

文字通りの遺跡博物館である。単なる展示施設を持つものではなく、博物館としての「もの・ひと・ば」の構成要素を備えたものであり、資料の収集・保存、調査・研究、展示・教育の機能を果たしているものである。通常一つの遺跡を対象とする。

文化庁によるふるさと歴史の広場の整備もこの例である。ふるさと歴史の広場の整備にあたっては、歴史的建造物の復原・遺構全体模型の設置・遺構露出保護展示施設の設置・ガイダンス施設の建設・その他史跡等の活用上必要と認められる事業、がとりあげられるが、ガイダンス施設は文化庁の要綱では、「史跡等を理解するために必要最小限のオリエンテーション及びガイダンスのための施設」とされ、出土遺物などの展示施設ではないとしている。

4．博物館に期待される役割を遺跡博物館で考える

そもそも博物館に社会は何を期待しているのだろうか。1981年6月の中央教育審議会による答申「生涯教育について」以来、生涯学習社会の実現を目指す教育施策の展開の中で、博物館もその観点での役割への期待がいろいろな形で示されてきた。ここでは文部省・文部科学省などにおいて審議され検討されてきた中から博物館の役割や期待されていることへ言及されているところを拾い出してみる。

①　「博物館の整備・運営の在り方について」
（平成2年6月29日　社会教育審議会・社会教育施設分科会　報告）

「1博物館活動の活性化　（2）資料の充実と展示の開発」の項で、「青少年を対象とする探検館等の参加・体験型展示の導入など、わかりやすく、個性的で魅力あふれる特色ある展示の工夫・開発」をあげた。

②　「社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について」
（平成8年4月24日　生涯学習審議会社会教育分科審議会　報告）

社会教育関係の3資格の養成の改善などについての検討と報告であるが、博物館について、「情報化の進展の中で、実物資料に身近に触れることができる博物館の意義が改めて認識されている」とその意義に触れ、また「博物館は、青少年にとって実物資料等による魅力ある体験学習ができる場であり、学校教育以外の活動あるいは学校教育と連携した学習のために、一層重要な役割を発揮することが期待されている」とこれから期待される役割を述べた。

③ 「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第１次答申）」

（平成８年７月19日　中央教育審議会答申）

この中では博物館に「地域性や専門性を生かした体験型の講座や教室の充実」をうながし、「絵画・彫刻・演劇等の実技講座などの子供・親子向けの事業の充実などが必要」「子供たちが五感を通じて体験することができるような学習の場として整備していく必要」を指摘した。

④ 「生活体験・自然体験が日本の子供の心をはぐくむ」

（平成11年６月９日　生涯学習審議会答申）

「２　地域の子どもたちの遊びの場をふやす」の項で「（３）博物館や美術館を子どもたちが楽しく遊びながら学べるようにする」と題して「博物館や美術館には、子どもたちが楽しく遊びながら学べる「子どもや親に開かれた施設」になるようにしていくことがもとめられる」こと、「博物館や美術館で、子どもたちが主体的に五感を使って体験できるような展示活動を進める」ことが提唱された。

⑤ 教育改革プログラムー「教育立国」を目指して

（平成11年９月21日　文部省）

教育立国を目指す中での文部省の取り組みのうち「青少年が楽しく遊びながら自然科学の原理、技術、歴史、伝統文化などを体験的に理解できる機会を提供するため、参加体験的な展示の開発やハンズ・オン（自ら見て、触って、試して、考えること）活動を実施するなど、博物館の機能を高度化する先進的な取組を支援」することをあげ、また「子どもにとって魅力ある教育用素材の宝庫である科学博物館、歴史民俗博物館、美術館、動植物園や公民館、図書館等」であることを示した。

⑥ 「新しい時代における教養教育の在り方について」

（平成14年２月21日　中央教育審議会答申）

「第３章　どのように教養を培っていくのか　第１節　幼・少年期における教養教育」において「（２）具体的な方策　①家庭や地域で子どもたちの豊かな知恵を育てる」の中で「美術館や博物館における子供向けの館内ツアーや参加・体験プログラムの実施等を進める」こと、「また、これら施設に対する評価において、子ども向けの取組状況を積極的に評価すること」も求められるとした。

⑦ 「新しい時代の博物館制度の在り方について」

（平成19年６月　これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議報告）

平成18年に行われた教育基本法の改定を受けて、そこに盛られた生涯学習社会の在り方に対応させるべく、博物館法の見直しを図るために設置されたといってもよい検討会議で、主査に中川志郎氏をいだき、水嶋英治、高安礼士、名児耶明、佐々木秀彦の各氏（肩書き等は省略）と筆者も加わって議論を深めた結果作成された報告である。この中で博物館の役割について、コレクション・マネージメント・コミュニケーション３つの視点から捉えた上で、「これからの博物館は、その特徴である資料の収集や調査研究等の活動を一層充実させるとともに、多様化・高度化する学習者の知的欲求に応えるべく、自主的な研究グループやボランティア活動などを通じて、学習者とのコミュニケーションを活性化していく必要がある。」と記した。

⑧ 「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策についてー知の循環型社会の構築を目指してー」

（平成20年２月19日　中央教育審議会答申）

この答申も平成18年の教育基本法の改定を受け、「生涯学習の理念」が新しく規定されたことをふまえ、国民一人一人の学習活動を促進するための方策や地域住民等の力を結集した地域づくり、家庭や地域社会における子どもの育ちの環境の改善のための方策について検討を行ったものである。その中で博物館の活動については、「地域文化や生涯学習・社会教育の中核的拠点としての機能や子どもたちに参加・体験型の学習を提供する機能等を高めていくこと、さらに地域におけるボランティアや社会教育団体の協力を得た地域ぐるみの博物館活動の取組が期待されている」こと、またそのためにも「インター

ブリター（解説員）やサイエンスコミュニケーター等の、一般的には難解な印象を持たれがちな現代芸術や科学技術等の分野の専門的な展示内容をわかりやすく伝える人材を養成・活用する」ことが必要だと述べられた。

以上のような答申や報告に見られる博物館に期待されることのキーワードを探してみると、「実物・体験・参加」、となるのであろう。これらは遺跡博物館でどのように実現されているのだろうか。

5．遺跡博物館での体験展示・参加型展示

遺跡博物館の活動は社会から寄せられる期待に応えるものとなっているだろうか。今年度の講座で紹介した東北地方を中心に東日本の56ヵ所の遺跡公園も含めた遺跡・遺跡博物館により遺跡の活用と活動の現状を見ていく。

①　展示室での体験展示

56ヵ所のうち、第1回目の「遺跡保存と遺跡博物館の類型」の項でとりあげたところを除いて具体的な活動を示した遺跡博物館は41ヵ所を数える。その41ヵ所のうち、18館の展示室での体験コーナー[7]での様子は表1のとおりであるが、展示室では衣装を着る・土器等にさわる・土器復元パズル・発掘体験・縄紋作り（粘土の上に縄を転がす）、の体験メニューが多く用意されていた。

表1　展示室での体験メニュー（実地踏査による）

モヨロ貝塚館	海獣のお面をかぶる
	オホーツク文化人の衣装を着る
おいらせ阿光坊古墳館	土器片に自由に触ってご覧ください
縄文の学び舎・小牧野館	さわってみよう！三角形岩板
	石を持ち上げてみよう
	縄文土器復元パズル
	発掘にチャレンジ！
三内丸山遺跡・縄文時遊館さんまるミュージアム	縄文服を着てみる
御所野縄文博物館	縄文時代の衣服を着る
奥州市埋蔵文化財調査センター	勾玉作り・鬼瓦パズル・縄文の布アンギンをつくろう！・「縄文」をつくる
湯沢村埋蔵文化財センター縄文ふれあい館	縄を転がして縄文をつける
	土器復元パズル
仙台市縄文の森広場	縄文服を着てみよう
地底の森ミュージアム	館出しパネル
	旧石器時代の衣装？
大湯ストーンサークル館	土器復元パズル
大安場史跡公園	粘土パズルにチャレンジ
	古代の衣装を着てみよう
おやま縄文まつりの広場	土器復元パズル
	縄文服を着てみよう
多胡碑記念館	拓本体験
吉見町埋蔵文化財センター	古墳時代の復元衣装
	縄文時代の復元衣装（子供用も）
加曽利貝塚博物館	縄文土器に触れてみよう
	体験発掘ひろば
東京都埋蔵文化財センター	縄文衣服
	火おこし
	土器パズル（立体・平面）
	どんぐりをすりつぶす
	縄文土器に触れる・持ち上げる
八国山たいけんの里	うみがめにさわってみよう
	縄文人に変身
	もようをつけよう（縄文）
	つちぶえ体験
	弓コリントゲーム
	土偶復元パズル
綾瀬市神崎遺跡資料館	土器パズル
	どきどき体験　さわってみよう

遺跡博物館が対象とする遺跡の時代と体験メニューの時代の違い、たとえば、古墳時代や古代を対象としながら縄紋時代体験をすることができるなどのメニューもある。体験ではないが、旧石器時代を対象とする博物館のショップで「縄文グッズ」という札がつけられた埴輪のレプリカを扱うというミスマッチもあった。古墳時代の遺跡博物館で縄紋体験をしてはならない、とはもちろんいわないが、その遺跡の理解につなげるという点ではいかなるものなのであろうか。

②　教育活動の中での体験事業[8]

展示室内では体験メニューはもうけていないところでも、別に体験学習室を設けるなど、教育活動の中で体験メニューを持つことも多い。ここでは、講座で紹介した遺跡博物館のうち、30館[9]の教育活動の中での体験事業を見た。

表2　教育活動の中での体験事業
（実地踏査及びホームページからの情報収集の結果による）

土器作り	19館	拓本体験	5館
まが玉作り	18	弓矢体験	5
火おこし体験	14	カゴ作り	5
アクセサリー作り	13	講演会	4
講座	12	発掘体験	4
アンギン編み	12	食体験	4
まつりの実施	12	ガラス細工作り	3
石器作り	6	お守り作り	3
土偶作り	6	釣り針作り	3
染め体験	6	縄文服を着る	3

このうち、3館以上が実施しているメニューは20種に大別できたが、「土器作り」・「勾玉作り」が上位2者で、体験活動の双璧とでもいえるだろう。言い換えればこれらはどこでもやっているということにもなる。次いで3分の1以上で行われていたのは「火おこし体験」「アクセサリー作り」「アンギン編み」、であった。体験とは一線を画すが、話を聞いて学習する「講座」も12館で見られた。縄文まつり、古墳まつりなどの名で季節ごとにも行われる「まつりの実施」事業はこれらの体験メニューの集中講座的な存在で、保存された遺跡という広い土地を活かした多く人の集まる単発的なイベント。「石器作り」「土偶作り」「染め体験」「かご作り」「食体験」「ガラス細工作り」「お守り作り」「釣り針作り」は古代のものつくり体験である。「縄文服を着る」はできれば展示室内でのそれとは違うので、数多くの服を用意したいものである。そうすれば小学生のクラスごとの利用に対応できる。展示室内ではクラスの代表の子どもだけが着用せざるをえない場合もあるだろうが、参加する子どもたち全員が同じ体験ができる。

ここでも対象とする遺跡の時代と体験内容の時代のミスマッチはある。

今回取りあげ紹介してきた遺跡博物館での様々な活動は、問題とするところはありながらも答申や報告に見られた博物館に期待される「実物・体験・参加」といったことにはひとまず応えているものであると筆者は評価したい。

6．遺跡を活用することへの一つの提案

そもそも遺跡博物館は、遺跡を主な資料としてその遺跡の意味・価値を伝える役割を持ち、その遺跡が保存されてそこにあることの意味、残されている遺跡が伝えようとしていること、それらのことが地域に理解されるような活動がなされなければならないだろう。遺跡を保存するという目的を持つ以上博物館設立後その遺跡の発掘調査による活発な資料収集活動が行われることは期待できない。とすれば収集活動以外の活動を活発化させていく必要があるし、それは遺物・遺構の展示による遺跡の説明や体験などを主とした教育活動に活路を見いだすことになろう。

遺跡博物館のふつうの博物館にはない利点の一つは、広いことである。遺跡にあるいは遺跡に近接して立地しているので、地域の人が大勢集まれる空間を持つことである。その特色を活かした活動として、いろいろな体験メニューが一度に展開できる「まつり」の事業を、紹介した遺跡博物館（公園）の中で改めて見てみよう（表3）。

表3　まつり事業

三内丸山　縄文時遊館	三内丸山縄文春祭り　夏祭り 秋祭り　縄文大祭典
是川縄文館	これかわ縄文まつり
御所野縄文博物館	春と秋の縄文まつり 「ごしょのJOMONフェス」
奥州市埋蔵文化財 調査センター	胆沢城あやめ祭り
志波城古代公園	志波城まつり
奥松島縄文村歴史資料館	縄文・宮戸まつり 奥松島縄文村まつり
仙台市縄文の森広場	縄文夏まつり　秋まつり 冬まつり
じょーもぴあ宮畑	じょーもぴあ宮畑 夏まつり・秋まつり
大安場史跡公園 ガイダンス施設	古墳まつり夏・秋
おやま縄文まつりの広場	縄文まつり
岩宿博物館	岩宿ムラ収穫まつり 岩宿ムラまつり
東京都埋蔵文化財センター	縄文ワクワク体験まつり

2018年９月９日に実施された岩手県の志波城古代公園での志波城まつりは、志波城まつり実行委員会・志波城跡愛護協会が主催し、盛岡市・盛岡市教育委員会・太田地区自治会協議会・本宮地区町内会連絡協議会の共催で実施され、後援に商工会議所、社会福祉協議会、新聞社、テレビ・ラジオ局などが加わって実行された。共催や後援の程度・参加度は不明だが、単に遺跡の愛護団体のみによって実施されたものではないことは確かであろう。当日は写真32のような催しがあり、ステージでは地元の小学校・中学校のバンドによる演奏や合唱も岩手県指定無形民俗文化祭の念仏剣舞とともに披露された。

写真32　志波城まつり会場（2018年）

このようにまつりの事業は必ずしも博物館単独で行えるものとはならないだろう。地域との密接な連携があって成り立つものである[10]。

まつりの開催について地域の理解の乏しい事例にも出会った。筆者が会長を務める千葉県市原市文化財審議会の平成27年５月18日に開かれた平成27年度第１回審議会の議事録には次のような記述がある[11]。

「意見具申　史跡上総国分尼寺跡の有効活用について
（前略）復元回廊の長期占有については、菊花展開催は、一般来場者の尼寺の見学が優先される態様であることを前提とし、その見学を妨げるものでない限り、占有とは言えない。むしろ、文化財活用の一環として菊花展開催は奨励する。ただし、尼寺の施設を損傷した場合には、建築当時の手法で原状に回復させなければならないし、以後の開催は認められない。
次に、金堂基壇における演舞については、催し物開催は差し支えない。しかし、須弥壇での開催については、重要な文化財保護の見地から慎重である必要がある。
なお、本意見具申書については、事前に委員にご確認いただき、了承を得たものである。」

史跡上総国分尼寺跡は、市原市の国分寺台土地区画整理事業の中で発掘調査された結果により、1983年に国の史跡に指定され、さらに文化庁によるふるさと歴史の広場の整備事業によって、ガイダンス施設設置や中門と回廊、金堂の基壇の復元が行われて整備されたもの（写真34･35）で、ここでは毎年秋に地域の団体によって回廊などを利用して菊花展が開催され（写真36）、平成19年度からは菊花展の中の行事として地元の愛好団体によるフラダンスが復元回廊の基壇部分で披露されてきた。しかし回廊の菊花展での使用が一部の人たちによる占有にあたり、ほかの利用者の利用の妨げとなるとして開催しないようにとの申し出がある市議会議員からあり、また仏教関係者などから基壇部分である須弥壇は神聖な場所なのでフラダンスの演示はやめてほしいとの批判があった。そうした中で平成25年に行われた菊花展で回廊の壁を傷つけたことがあったことから、教育委員会が文化財審議会に意見具申を求めてきたのである。このときの審議会での審議にそなえて、教育委員会ではほかの国分寺跡などでの金堂基壇を活用したイベントについて調査し、下野国分寺跡などで薪能が演じられていたことなども示された。このようなことが議論になること自体がおかしくはないだろうか。薪能はよくてもフラダンスはダ

写真34　上総国分尼寺跡復元回廊

写真35　上総国分尼寺跡復元金堂基壇

写真36　復元回廊での菊花展（2018年11月）

メ、とでもいうのだろうか。もともとフラダンスは宗教儀式と結びついて演じられてきたものではないか。筆者は「本案件については、この場で具申する内容ではなかったのではと今でも思っている。今後は、教育委員会事務局での対応を願う。」と意見を付した。

このようなことからすれば、当然のことではあるが遺跡の活用については何よりも地域の理解と支援が必要であることを改めて確認しておきたい。

7．おわりに

はじめにもどって、どうなれば遺跡は活用されたことになるのだろうか。やはり明確な結論は出ない。ただ一ついえることは、それは遺跡（博物館）が地域に、あるいは地域の人々に何らかの貢献をしている、と評価されたとき、ではないだろうか。それは地域振興の面で、人々の学びの面で、また人々の安らぎの面で、…などいくつか要因は考えられるだろう。ただし言い方を変えれば地域に遺跡が貢献するのではなく、遺跡を貢献させる力量を地域が持つことであり、それこそ博物館の役割である。遺跡博物館が地域を活かす存在となったとき、遺跡が活用される結果をもたらすのではないだろうか。

【注】

1)　館長講座のテーマと取りあげた遺跡は以下のとおり。

第１回	６月30日	・文化財保護と遺跡の保存
第２回	７月14日	・遺跡博物館の類型 著保内野遺跡・稲荷台１号墳・釈迦堂遺跡 フゴッペ洞窟・手宮洞窟・金環遺跡・鴻巣館跡・新町遺跡 二ツ森貝塚・鳴遺跡・百済寺跡・久保泉丸山遺跡 上総国分尼寺跡 風土記の丘・吹田市立博物館（吉志部瓦窯跡）・橋牟礼川遺跡
第３回	７月28日	・北海道の遺跡博物館 常呂遺跡群・モヨロ貝塚・北黄金貝塚・仙台藩白老元陣屋跡
第４回	８月11日	・青森・岩手・宮城の遺跡博物館 阿光坊古墳群・小牧野遺跡 御所野遺跡・湯舟沢遺跡 多賀城・多賀城廃寺跡・里浜貝塚
第５回	８月25日	・秋田・山形・福島の遺跡博物館 大湯環状列石・秋田城跡 西沼田遺跡・長井古代の丘（長者屋敷遺跡）・宮畑遺跡・大安場古墳
第６回	９月８日	・青森・岩手の遺跡博物館2) 大平山元遺跡・三内丸山遺跡・亀ヶ岡遺跡・是川遺跡・垂柳遺跡 憚山遺跡・胆沢城跡・志波城跡・柳之御所跡
第７回	９月25日	・宮城県の遺跡博物館2) 富沢遺跡・山田上ノ台遺跡・大木囲遺跡・山王囲遺跡・陸奥国分寺
第８回	10月13日	・北関東の遺跡博物館 陸平貝塚・寺野東遺跡 岩宿遺跡・上野３碑 さきたま古墳群・吉見百穴
第９回	10月27日	・南関東の遺跡博物館 加曽利貝塚 大森貝塚・多摩ニュータウンNo.57遺跡・下宅部遺跡 田名向原遺跡・神崎遺跡
第10回	11月10日	遺跡博物館で考える・まとめ

2)　宍倉昭一郎「荒屋敷貝塚と貝塚町貝塚群（千葉県）」『明日への文化財』36・37合併号　pp.76-77　1995　文化財保存　全国協議会

3）武部健一「道路の日本史」中公新書2015
4）描稿「遺跡博物館の役割－博物館の伝える力－」地底の森ミュージアム・縄文の森広場研究報告2016　仙台市富沢遺跡保存館・仙台市縄文の森広場
5）安原啓示「風土記の丘あれこれ」『自然と文化12　特集風土記の丘』1973
6）財団法人大阪21世紀協会文化部編2000『改訂版大阪の博物館・美術館』2000.6.30
7）体験学習室でのものは含まない
8）体験学習室・行事として行う場合
9）参照した館は以下のとおり。ところ遺跡の森・モヨロ貝塚館・北黄金貝塚公園・おいらせ阿光坊古墳館・縄文の学び舎　小牧野館・三内丸山　縄文時遊館・是川縄文館・御所野縄文博物館・奥州市埋蔵文化財調査センター・滝沢村埋蔵文化財センター縄文ふれあい館・奥松島縄文村歴史資料館・多賀城史遊館・地底の森ミュージアム・仙台市縄文の森広場・山王ろまん館・大湯ストーンサークル館・西沼田遺跡公園ガイダンス施設・じょーもぴあ宮畑体験学習施設じょいもん・大安場史跡公園ガイダンス施設・美浦村文化財センター・おやま縄文まつりの広場・岩宿博物館・さきたま史跡の博物館・吉見町埋蔵文化財センター・加曽利貝塚博物館・品川区立品川歴史館・東京都埋蔵文化財センター・八国山たいけんの里・旧石器時代学習館（旧石器ハテナ館）・神崎遺跡資料館
10）保存された遺跡や遺構を現代の催しの中で活用している例はもちろん外国でも見られる。ローマのカラカラ浴場跡では夏にオペラ「アイーダ」が上演されたし、イタリアなどに残るギリシャ時代の劇場跡が座席に保護処置を講じた上で演奏会や演劇の会場となる例もいくつも見聞してきた。シチリア島ではアグリジェント国立博物館敷地内の小円形劇場、エラクレア・ミノア遺跡の劇場跡、タオルミナやセジェスタのギリシャ劇場跡も利用されていたし、またポンペイの劇場跡も同様であった。

　1990年に訪れたタイのピマイ歴史公園では11月に「歴史公園を会場にして音楽とライトでショウアップされた舞踊劇、民族舞踊を演ずる祭が開かれる。この期間中、近くを流れるムン川では伝統的なボートレースも開催され、タイ各地から集まったボートが競争する。筆者はこの祭は見ていないが、おそらくライトアップされた巨大な祠堂の建物を前に繰り広げられる優美な民族舞踊は、幻想的な雰囲気を漂わせたものであっただろう」（描稿　1992「遺跡の整備・活用について－タイにおける事例を中心に－」お茶の水女子大学人文科学紀要　第45巻　pp.145-167　お茶の水女子大学）。
11）https://www.city.ichihara.chiba.jp/joho/ jyouhou/fuzokukikan/ichiran/020bunkazai-singikai.files/H2701gijiroku.pdf　（2018年12月25日参照）